

事前の事業間調整の手続きについて

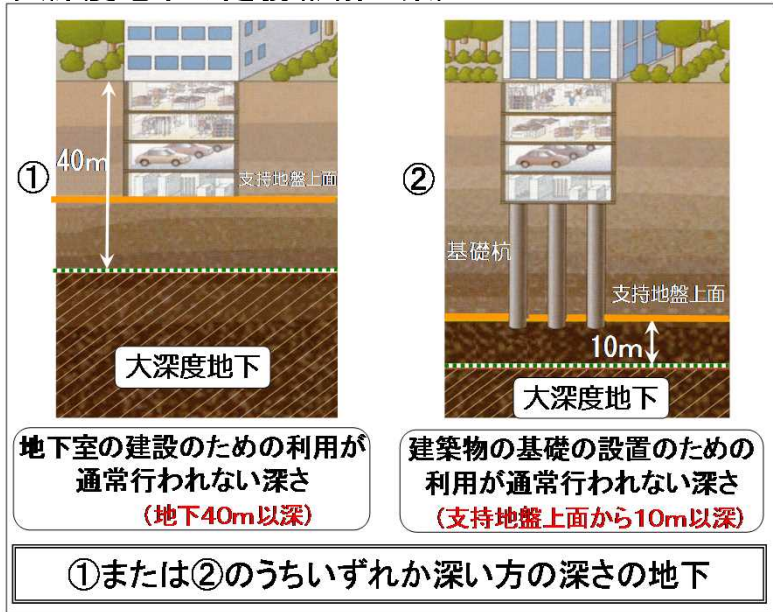
国土交通省 都市局 都市政策課

平成28年10月21日

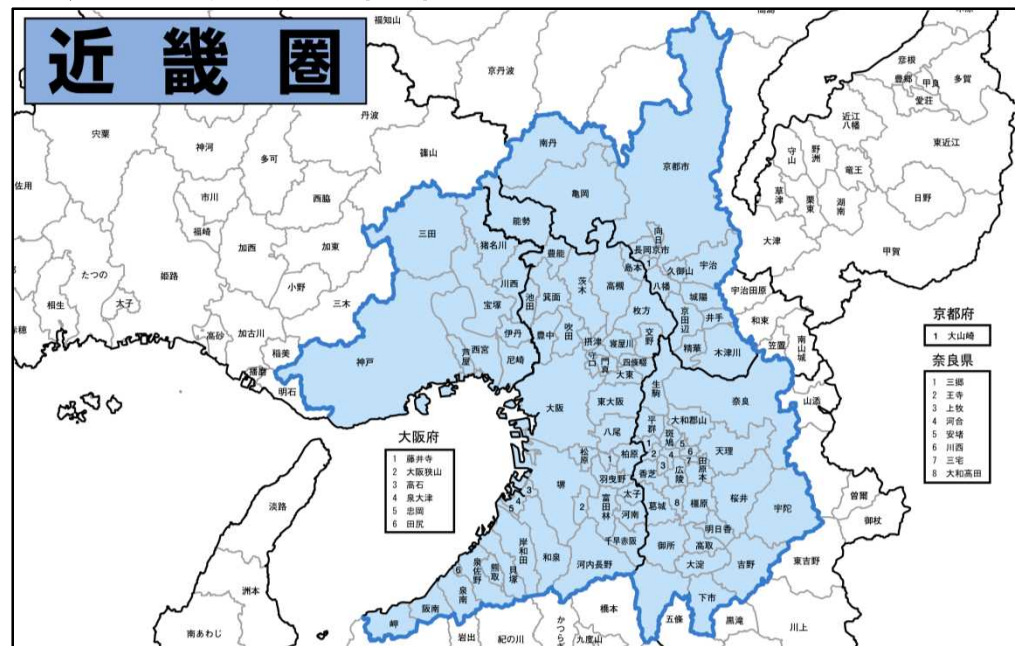
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用の認可の効果

首都圏、中部圏及び近畿圏の対象地域における大深度地下の公共的使用(道路事業、鉄道事業等の公共公益事業)については、使用認可を受けることにより事業者は事前に補償を行うことなく事業を実施することができる。(法第25条等)

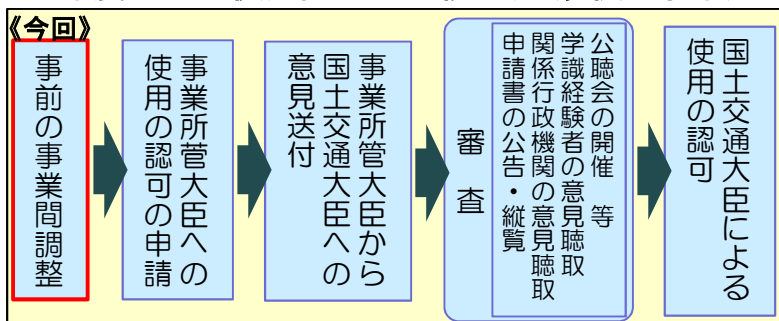
○大深度地下の定義(法第2条)



○近畿圏の対象地域(法第3条)



○大深度地下の使用認可の手続き(大規模な事業)

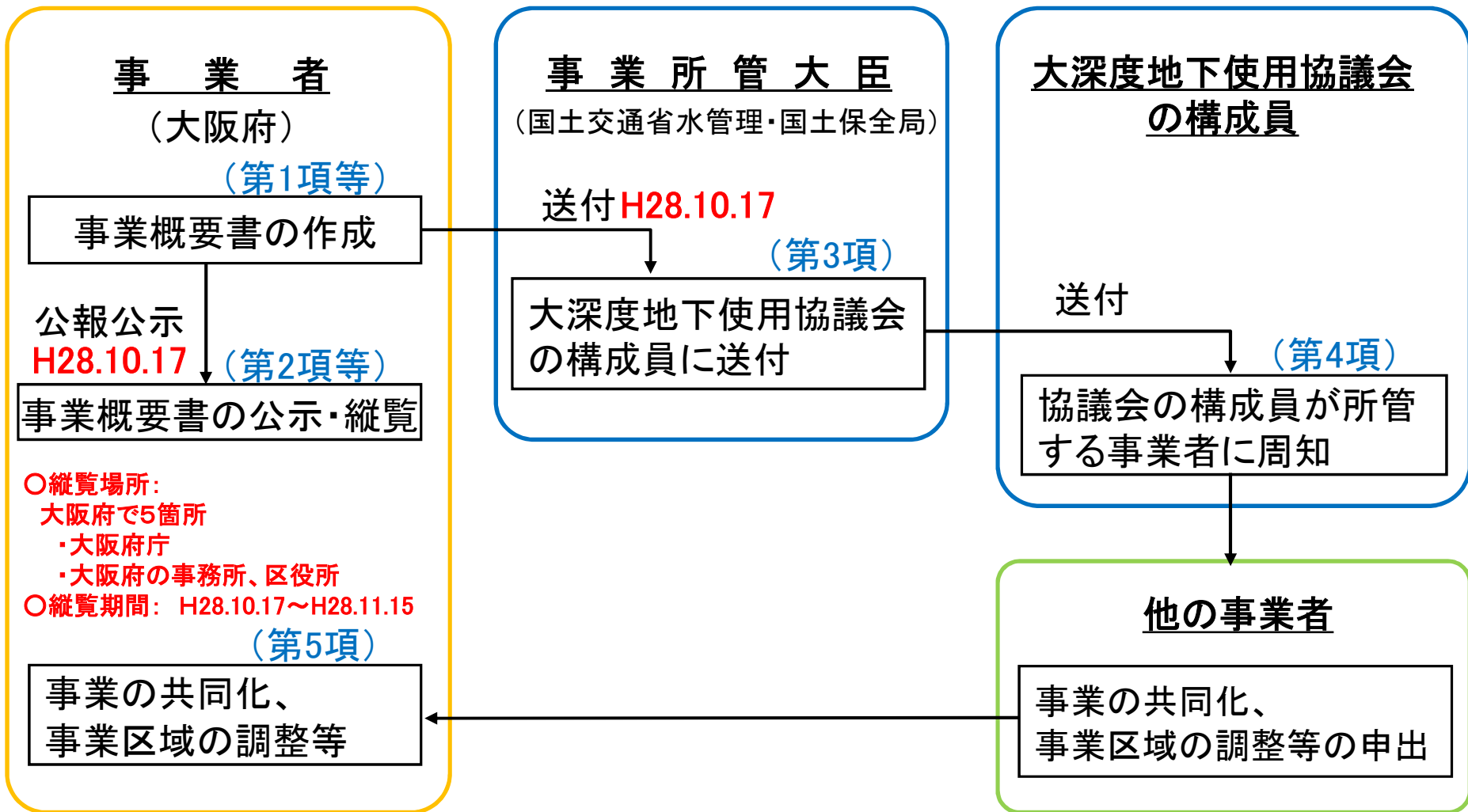


京都府	京都市の一部(田原町)	宇治市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	南丹市の一部(田原町・八木町)	木津川市		
大阪府	大阪市 枚方市 箕面市 交野市 太子町	堺市 茨木市 柏原市 大阪狭山市 河南町	岸和田市 八尾市 羽曳野市 阪南市 千早赤阪村	豊中市 泉佐野市 門真市 島本町	池田市 富田林市 箕津市 豊能町	吹田市 寝屋川市 高石市 能勢町	泉大津市 河内長野市 高槻市 忠岡町	高槻市 松原市 熊取町	貝塚市 大東市 田尻町	守口市 和泉市 四条畷市 岬町		
兵庫県	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	川西市	三田市	猪名川町			
奈良県	奈良市の一部(田原町・郡村)	葛城市	高取町	大和高田市 明日香村	大和郡市 上牧町	天理市 王寺町	橿原市 三郷町 広陵町	桜井市 斑鳩町 河合町	五條市の一部(田原町)	御所市 川西町 大淀町	生駒市 三宅町 下市町	香芝市 田原本町

※大深度地下使用法制定時における、近畿圏整備法に規定する既成都市区域及び近郊整備区域の区域内にある市町村の区域

事前の事業間調整の手続きの流れ

事業者は、使用の認可を受けようとするときは、あらかじめ、事業概要書を作成、事業所管大臣に送付しなければならない。
(法第12条等)



所管する事業者への周知

前項の規定により事業概要書の写しを送付された協議会の構成員（第4条各号掲げる事業を所管する行政機関に限る。以下この項においては同じ。）は、同条各号に掲げる事業を施行する者のうち当該協議会の構成員が所管するものに対し、当該事業概要書の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

（法第12条第4項）

周知方法

協議会構成員

・周知文書の送付
・説明会の開催
など

法4条事業者

周知文書例

国近整計管第〇〇〇号
平成28年 〇月 〇日

独立行政法人 水資源機構
関西・吉野川支社長 様

国土交通省近畿地方整備局長

大深度地下の公共使用に関する特別措置法第12条第4項の規定に基づく
事業概要書の送付について

標記について、平成28年7月28日付け〇〇〇〇第〇〇号にて国土交通大臣より大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第12条第3項の規定により、事業概要書の写しが送付されましたので、同法第12条第4項の規定に基づく、当該事業概要書の内容の周知のため、下記関係書類を送付します。

記

- 1 事業概要書(写し)
- 2 官報告示(写し)

問い合わせ先
国土交通省 近畿地方整備局
建政部 計画管理課
担当 〇〇
大阪市中央区大手前1-5-44
大阪合同庁舎第一号館
TEL 06-6942-1058
FAX 06-6942-3912

法第12条第4項に基づき協議会構成員が周知を行う事業

	号	申請に係る事業	対象事業
4条	①	道路	・道路法による道路に関する事業
	②	河川	・河川法が適用され、若しくは準用される河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する水路、貯水池その他の施設に関する事業
	③	農業用道路等	・国、地方公共団体又は土地改良区(土地改良区連合を含む。)が設置する農業用道路、用水路又は排水路に関する事業
	④・⑤	鉄道	・鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者(以下単に「鉄道事業者」という。)が一般の需要に応ずる鉄道事業の用に供する施設に関する事業
	⑤・⑥	軌道	・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業 ・軌道法による軌道の用に供する施設に関する事業
	⑦	電気通信施設	・電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者(以下単に「認定電気通信事業者」という。)が同項に規定する認定電気通信事業(以下単に「認定電気通信事業」という。)の用に供する施設に関する事業
	⑧	電気工作物	・電気事業法による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物に関する事業
	⑨	ガス工作物	・ガス事業法によるガス工作物に関する事業
	⑩	水道事業	・水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法による工業用水道事業又は下水道法による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設に関する事業
		水道用水供給事業	
		工業用水道事業	
		公共下水道	
		流域下水道	
		都市下水路	
	⑪	水資源機構施設	・独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設に関する事業